

高齢者支援専門部会からの要望・回答

要望1
【認知症で金銭管理が困難な方への支援を充実させて欲しい】 あんしんさぽーと事業について ・他者に通帳管理を委ねる事ができる認知症の方の場合、スムーズに支援できるように体制を整えて欲しい。 ・成年後見制度申請を見据えている方でも後見人決定までの間の支援を可能にして欲しい。 ・あんしんさぽーとにつなぎやすくするために、あんしんさぽーとの適用要件を事例とともに明示して欲しい。
理由
・認知症が進行していると日常生活自立支援(あんしんサポート)事業の支援対象外となると聞いている。 ・現状、金銭管理以外は介護サービスを使えば在宅生活が可能な方に関しては、あんしんさぽーとの利用が難しいため、CM等が本人からの依頼を受けて一時的な金銭管理を行い後見制度へ繋いでいる。 ・あんしんさぽーとが適用できる条件が厳しい為か、結果としてほとんど繋げる事ができていないため、わかりやすく条件を提示してほしい。
回答
「あんしんさぽーと事業（日常生活支援事業）」とは、社会福祉法人大阪市社会福祉協議会が、認知症や知的障がい・精神障がいなどにより判断能力が不十分な方が地域で自立した生活が送れるように支援し、権利擁護に資することを目的とし、ご本人との契約に基づいて福祉サービスなどの利用援助や日常的な金銭管理サービス、書類等の預かりサービスといった生活支援をおこなうものです。 認知症高齢者等がまずはあんしんさぽーと事業につながり、あんしんさぽーと利用中に本人や親族が申立てを行う「本人申立て」「親族申立て」による任意後見、保佐・補助類型の利用に至ることができれば、結果的に金銭管理に困る事態が発生しにくくなると考えられます。 港区役所では、今後も必要な人が、安心してこれらの制度を利用できるよう、関係機関とともに支援体制を整えるとともに、事業を所管している福祉局に対しても、あんしんさぽーと事業が利用しやすくなるように、適用要件を事例とともに示していただくよう要望してまいります。
港区役所保健福祉課

高齢者支援専門部会からの要望・回答

要望2
障がい者・高齢者ともに虐待の通報件数は増加しているものの、継続して相談・通報しやすいような環境整備が必要。
理由
深刻な障がい者虐待、高齢者虐待を防ぐために、通報受理機関および相談窓口についての周知方法を工夫し、深刻な事態に至る前に相談・通報することの必要性を多くの区民や関係者に知ってもらう必要がある。
回答
港区で区民対象に毎年開催しております「障がい者・高齢者権利擁護講演会」を令和5年・6年度は、民生委員・児童委員等を対象にワークショップによる研修会を開催し、より充実した内容で理解を深めて頂く機会としました。また、支援者向けとして介護支援専門員や、障がい者相談支援専門員、障がい者支援事業所従事者を対象に虐待についての研修会も開催しております。 他方、行政関係機関には、虐待防止連絡会議の中で、権利擁護についての情報共有と啓発を図るとともに、区民には「広報みなと」を通じて、障がい者・高齢者に対する虐待の正しい知識の普及を広めるための情報を発信しています。 今後もこれまでの取組みを継続するとともに、相談・通報しやすいような環境づくりに向け、地域住民や当事者・支援者にとって、より身近な通報受理機関である港区障がい者基幹相談支援センターや地域包括支援センターをわかりやすく広報し、連携・協働して引き続き虐待防止に向け早期発見の推進に取り組んでまいります。
港区役所保健福祉課

高齢者支援専門部会からの要望・回答

要望 3
令和4・5年度同様に、ACPの普及・啓発について、一層の推進活動を求めたい。推進活動の対象者や手法は問わない。
理由
ACPの普及・啓発活動を、対象者を限定することなく、推進したいと考える理由について、以下、記載する。 令和6年度のトリプル改定（介護・医療・障がい）では、報酬改定の特徴として「ときどき入院、ほぼ在宅」の方針が打ち立てられた。介護では、地域包括ケアシステムの深化・推進・医療では地域医療構想をアップデートすることが、報酬改定の審議会資料で発信されていることは、既知の通りである。在宅では、これまでのような家族介護を期待できない多様化時代へ突入し、法改正の基本的方向性としては、「地域完結型」の医療・介護提供体制の構築が掲げられた。 医療機関で人生の最期を迎えるのではなく、在宅で人生の最期を迎えられるよう、そうした方針が掲げられているが、実際に、在宅介護の現場で起きている実態は必ずしもそうではなく、今なおやはり、一定数、医療機関で人生の最期を迎える、あるいは、意思決定支援が充分に行われないままに、医療機関から退院したり、入院中であっても、そうした話し合いが医療関係者から提起されない、話し合われないままに、在宅の現場へ移行するケースは散見されている。 医療機関入院中に、ACP、意思決定支援について何らかのアクションがとられれば、在宅へ移行しても、リレー方式で意思決定支援を続けることは可能だが、医療機関入院中にそうしたアクションが全くとられないまま、在宅へ移行されてしまった場合は、利用者や家族が考える機会をもてないまま、在宅でその支援を行うことになる。それは必要な支援ではあるが、考える適切な機会を失うことの代償は大きい。 これまでの提案では、在宅の現場でのACPの普及・啓発に偏在した感があったが、今後は、すべての医療機関に、ACPの普及・啓発の推進を求めたく、また、医療機関から在宅、在宅から医療機関へ利用者が行き来する場を効果的にとらえ、推進活動を求めたい、と考える。
回答
ACPの普及・啓発活動のより一層の推進について、貴重なご提案をいただきありがとうございます。 ご指摘の通り、単身世帯が増加し家族介護が期待できない社会が進展する中、意思決定支援がますます重要性を増して来ることを課題認識しております。医療機関入院中から意思決定支援の重要性を強調することは、ご本人やご家族にとっても非常に重要なことだと考えます。 ACPの普及・啓発に関して、今後、区としても従来の在宅の現場での取り組みに加え、医療機関との連携を強化してまいります。また、ご提案いただいたように、医療機関から在宅へ、また在宅から医療機関への移行のタイミングを効果的に捉え、ACPを推進するための具体的な方策を関係機関と連携して検討してまいります。
港区役所保健福祉課

高齢者支援専門部会からの要望・回答

要望4
地域における IPW(多職種連携)を実践できる人材の発掘および研修の充実。
理由
・IPWとは、「複数の領域の専門職者（住民や当事者を含む）が、それぞれの技術と知識を提供しあい。相互に作用しつつ、共通の目標の達成を患者・利用者とともにめざす協働した活動」と定義されている。 ・港区地域福祉計画の基本目標2「だれでも・いつでも・なんでも言える相談支援体制づくり」の中に、「専門的相談機能の充実」「さまざまな相談支援機関の連携による支援の充実」が挙げられているが、この「IPW」の浸透があってこそ達成できる目標であると考え - る。 ・しかし、いわゆる「困難事例」や「複合課題ケース」に対し、ケアマネジャーや訪問看護師、時には医師のみが孤軍奮闘しているのが当区の現状である。 ・今後、ますます増加するであろう「困難事例」「複合課題ケース」への対応を一機関、一専門職で担う体制には限界があると考え - る。 ・港区在宅医療・介護連携推進事業において、令和6年度からIPWをテーマにした研修や、専門職同士の顔の見える関係づくりを目的とした「ケアカフェ」を開催している。 ・今後も、専門職が同じ場所でともに学び合うことを通じて、IPWを実践できる人材の発掘および研修の場として効果的に進める体制を継続してほしい。 ・また、現状の在宅医療・介護連携推進事業参画者に加え、「総合的な相談支援調整の場」との連携も進められたい。
回答
地域における IPW（多職種連携）の重要性についてご意見をいただき誠にありがとうございます。港区では地域福祉計画の基本目標2「だれでも・いつでも・なんでも言える相談支援体制づくり」の実現に向けて取り組みを進めており、そのためには IPW の浸透が重要だと認識しています。 令和6年度より、港区在宅医療・介護連携推進事業において、IPW をテーマにした研修や「ケアカフェ」の開催を通じて、専門職同士が顔の見える関係を構築できるよう取り組んでいます。今後も、専門職がともに学び合い、IPW を実践できる人材の発掘と育成を進めてまいります。 また、「総合的な相談支援調整の場」との連携を進めることについても、貴重なご提案として検討してまいります。
港区役所保健福祉課

高齢者支援専門部会からの要望・回答

要望5
港区の地域包括ケアシステムの構築へ向けた4事業の有機的な連携促進。
理由
・2014年の介護保険法改正において、地域の実情に応じた地域包括ケアシステム構築を推進する観点から、地域支援事業の充実が図られることとなった ・地域支援事業のうち、「在宅医療・介護連携推進事業」、地域包括支援センターが開催する「地域ケア会議」「認知症総合支援事業」「生活支援体制整備事業」の4事業の充実、地域におけるシステムレベルの統合を推進していくための重要な事業であると考え - る。 ・現在、4事業は定期的に連絡会を開催し、各事業の進捗状況の共有を行っている。それぞれの事業は計画に沿って進めているものの、4事業同士の連携や、さらには連携による地域におけるシステムレベルの統合の推進までの議論は未だ深まっていない。 ・要望4でも触れた、港区地域福祉計画の基本目標2「だれでも・いつでも・なんでも言える相談支援体制づくり」では、「さまざまな課題を解決するためには、その声に耳を傾け、地域全体の課題として受け止め、包括的な支援を行うことができる仕組みを作る必要がある」とされており、4事業が有機的に連携することがこの仕組みづくりに効果的である - と考える。 ・しかし、「保健衛生」と「高齢福祉」で担当部署が違っているため、地域包括ケアシステムの構築を進めるためには、より一層、横断的、水平的な視点を持った有機的な連携が必要である - と考える。 ・そのために、港区の地域特性を踏まえた地域包括ケアシステム構築に向けた具体的な指標を策定し、事業の進捗を「見える化」することで、4事業の連携をめざしていただきたい。
回答
地域包括ケアシステムの構築における4事業の有機的な連携についてのご意見、誠にありがとうございます。 地域支援事業の中で、「在宅医療・介護連携推進事業」、「地域ケア会議」、「認知症総合支援事業」、「生活支援体制整備事業」の4つの事業の充実は重要であると認識しております。 また、港区地域福祉計画の基本目標2に掲げられている「だれでも・いつでも・なんでも言える相談支援体制づくり」を実現するためにも、4事業が有機的に連携し、地域全体の課題を包括的に解決する仕組みを作ることも重要であり、区役所部署間および関係機関においても連携を図ってきたところです。 今後も地域包括ケアシステムの推進に向けて、ご要望の趣旨も踏まえて努力してまいります。引き続き、ご協力いただきますようお願い申し上げます
港区役所保健福祉課